

## 第 1 1 章 障害、年齢等に係る均等政策

### 第 1 節 総論

雇用分野において属性によらず均等な取扱いを求めるEU法規として、第10章で見た男女均等原則に係る諸指令（Directive 2006/54/EC等）のほか、人種・民族的起源（以下「人種・民族」）に係る指令（Directive 2000/43/EC）、宗教・信条、障害、年齢、性的傾向（以下「障害、年齢等」）に係る指令（Directive 2000/78/EC）がある。

前者は、雇用・職業分野に加え、社会保障、教育、その他のサービス提供においても人種・民族に基づく差別的な取扱いが行われないよう、①差別に該当する類型の整理及び禁止、及び、②差別に該当しない類型（①の例外）の整理を通じ、人種・民族差別を禁止・防止するとともに、③現に存する不均衡状態是正のためのポジティブ・アクションの許容、④加盟国による権利救済手続の整備、⑤民事訴訟等における立証責任の転換等について規定するものとなっている。また、後者は、男女均等原則を定める指令（2006/54/EC）と同様、雇用・職業分野について障害、年齢等に基づく差別的な取扱いが行われないよう、上記①～⑤を規定するものとなっている。

両指令について、第 2 節及び第 3 節において概説する。なお、上記のとおり、障害、年齢等については、社会保障、教育、その他のサービス提供に係る均等原則が法制化されていないところ、これらの分野について雇用・職業分野と同様に均等原則を適用するための立法案が欧州委員会により提案されている。同立法案については第 4 節において概説する。

併せて、障害者の権利行使、社会・経済活動への参加促進については、雇用・職業分野のみならず、施設、交通、情報通信へのアクセスをはじめ、加盟国における分野横断的な取組が求められるところ、欧州委員会による「欧州障害者戦略 2010-2020」においては、重点施策の特定とともに、EU として行う加盟国支援の内容が規定されている。同戦略について、第 5 節において概説する。

### 第 2 節 人種・民族的起源によらない均等原則を定める指令（Directive 2000/43/EC）

#### 1. 適用範囲

##### （1）対象となる属性

人種・民族的起源

##### （2）対象となる場面

官民両分野における、①雇用に就くための条件（採用基準等。昇進条件を含む）、職業訓練へのアクセス、労働条件（解雇条件を含む）、労使団体・職能団体への参加（当該団体により提供される便益の享受を含む）といった雇用・職業分野、②社会的保護（社会保障及びヘルスケアを含む）、③社会的給付、④教育、⑤一般市民に提供される物品及び

サービスへのアクセス（住居に係るものを含む）（第3条）

※②～⑤が均等原則の対象となっている点が、「雇用分野における男女均等原則を定める指令」（Directive 2006/54/EC）、「雇用分野における障害、年齢等によらない均等原則を定める指令」（Directive 2000/78/EC：第3節参照）と異なる。なお、男女間の均等原則を②③に及ぼすための別指令として「社会保障分野における男女均等を求める指令」（Directive 79/7/EEC）が、⑤に及ぼすための別指令として「物品及びサービスへのアクセスにおける男女均等を確保するための指令」（Directive 2004/113/EC）がある（第10章第2節参照）。

## 2. 人種・民族差別に該当する類型

人種・民族差別に該当する類型としては、直接差別、間接差別、ハラスメント（これらの行為に係る教唆を含む）が規定されている（これら行為の定義は、雇用分野における男女均等原則を定める指令（2006/54/EC）における定義と同じ）。（第2条）

なお、人種・民族に関連した不均衡状態を是正・補償する観点から、加盟国が、いわゆるポジティブ・アクションを講ずることについては、均等原則に違反せず、許容される旨明記されている。（第5条）

## 3. 人種・民族差別に該当しない類型

（正統な目的を有し、かつ、目的に照らして比例的な内容の要件の設定）

業務の性質又は当該業務が遂行される状況に照らし、人種・民族が真に決定的な要因となる場合であって、人種・民族に基づく要件を設けることが正統な目的を有し、かつ、当該要件が目的に照らして比例的なものである場合には、人種・民族に基づく要件を設けることも許容される。（第4条）

## 4. 権利救済手続

### （1）司法・行政手続

本指令で規定された権利義務の履行確保のため、損害賠償請求を含め、司法手続又は行政手続（調停手続を含む）の利用が加盟国により可能とされなければならない。

また、加盟国は、本指令の規定が遵守されることに正統な利害を有する団体として加盟国の法令に定める基準を満たした団体が、上記手続の申立人に代わり又はこれを支援するため、上記手続に参加しうることを確実なものとしなければならない。（第7条）

### （2）立証責任の転換

司法・行政手続においては、原告・申立人側が、法廷又は権限ある当局に対して、人

種・民族差別があったことを推定するに足る事実関係を示したときには、立証責任が被告・被申立人側に転換され、均等原則に違反していなかったことの立証責任が被告・被申立人側に課される。(第8条)

### (3) 申立てに起因する不利益からの保護

加盟国は、均等取扱いを求める申立て(社内手続、司法等手続の双方を含む)を行った者が、申立てに起因するいかなる不利益からも保護されるために必要な措置を講じなければならない。(第9条)

### (4) 担当行政機関

加盟国は、人種・民族差別のない均等取扱いの促進のための機関を設け、当該機関の権能として、①差別についての申立人に対する支援の提供、②差別に関連する案件に係る勧告の実施、③差別に関する分析・調査を含めなければならない。(第13条)

### (5) サンクション

加盟国は、本指令に従い制定された国内法令の違反に適用されるサンクションについて、効果的、比例的かつ抑止効果のあるものを定めなければならない。(第15条)

## 第3節 雇用分野における障害、年齢等によらない均等原則を定める指令(Directive 2000/78/EC)

### 1. 適用範囲

#### (1) 対象となる属性

宗教・信条、障害、年齢、性的傾向

#### (2) 対象とならない属性

国籍

※ 本指令は、国籍に係る均等待遇を求めるものではないこと、また、第3国からの外国人の入国及び滞在に関する諸条項を損なうものではないことが明記されている。

(第3条)

#### (3) 対象となる場面

官民両分野における、雇用に就くための条件(採用基準等。昇進条件を含む)、職業訓練へのアクセス、労働条件(解雇条件を含む)、労使団体・職能団体への参加(当該団体により提供される便益の享受を含む)(第3条)

※ 社会保障等の公的給付については対象とならない旨明記されている。

## 2. 障害、年齢等差別に該当する類型

障害、年齢等差別に該当する類型としては、直接差別、間接差別、ハラスメント（これらの行為に係る教唆を含む）が規定されている（これら行為の定義は、雇用分野における男女均等原則を定める指令（2006/54/EC）における定義と同じ）。（第2条）

なお、障害、年齢等に関連した不均衡状態を是正・補償する観点から、加盟国が、いわゆるポジティブ・アクションを講ずることについては、均等原則に違反せず、許容される旨明記されている。（第7条）

## 3. 障害者のための職場環境の改善・調節（reasonable accomodation）

障害者には、職場環境の改善・調節（reasonable accomodation）が図られなければならないこととされている。これにより、使用者は、過度な負担とならない限り、個別具体的な状況に応じ、障害者が雇用及び職業訓練に参加できるよう、必要な措置を講じなければならない。（第5条）

## 4. 障害、年齢等差別に該当しない類型

（1）正統な目的を有し、かつ、目的に照らして比例的な内容の要件の設定（障害、年齢等）

業務の性質又は当該業務が遂行される状況に照らし、障害、年齢等が真に決定的な要因となる場合であって、障害、年齢等に基づく要件を設けることが正統な目的を有し、かつ、当該要件が目的に照らして比例的なものである場合には、障害、年齢等に基づく要件を設けることも許容される。（第4条）

### （2）正統な目的により正当化され、その手段が適切かつ必要な措置（年齢）

正統な目的によって客観的かつ合理的に正当化され、その目的を達成するための手段が適切かつ必要な場合には、年齢に基づく要件を設けることも許容される。許容される例として、次のものが挙げられている。（第6条）

- ① 若者、高齢者、介護責任を有する者の雇用を促進する観点から、雇用及び職業訓練へのアクセス、解雇・昇進条件等について、特別な要件を設けること。
- ② 雇用又は関連するベネフィットを享受するための要件として、年齢、職業経験、在職年数（シニアリティー）について最低条件を設けること。
- ③ 当該ポストに求められる訓練の要件や、退職までの一定の合理的期間働いてもらうことの必要性を勘案して、募集年齢に上限を設けること。

### （3）定年制の取扱い

定年制については、（2）の例示には含まれていないものの、「正統な目的によって客観

的かつ合理的に正当化され、その目的を達成するための手段が適當かつ必要な場合」に該当するものと考えられており、EU加盟国においても広く採用されている。また、定年制が本指令に規定する年齢差別に該当しない旨は、欧州司法裁判所判決においても確認されている。

#### [欧州司法裁判所の判決例]

老齢年金の受給年齢に達した日に労働契約が終了する旨の労使合意を許容するドイツ国内法について、①定年制が、多くの加盟国において、政治的・社会的コンセンサスとして定着していること、②定年制は、若者に雇用機会を提供するとともに、高齢者について解雇を経験させずに年金制度へとスムーズに移行させるといった点で正統な目的を有すること、また、③特定の年齢に達したことをもって契約を自動終了させること自体、労働者の正統な利益を不当に損なうものとは考えられないことに加え、④本件では、老齢年金への接続を考慮したきめ細かな制度設計となっており、適當かつ必要な措置と認められることを挙げ、指令に抵触せず、合法である旨判示した。(2010年10月12日、C-45/09)

## 5. 権利救済手続

### (1) 司法・行政手続

本指令で規定された権利義務の履行確保のため、損害賠償請求を含め、司法手続又は行政手続(調停手続を含む)の利用が加盟国により可能とされなければならない。

また、加盟国は、本指令の規定が遵守されることに正統な利害を有する団体として加盟国の法令に定める基準を満たした団体が、上記手続の申立人に代わり又はこれを支援するため、上記手続に参加しうることを確実なものとしなければならない。(第9条)

### (2) 立証責任の転換

司法・行政手続においては、原告・申立人側が、法廷又は権限ある当局に対して、障害、年齢等差別があったことを推定するに足る事実関係を示したときには、立証責任が被告・被申立人側に転換され、均等原則に違反していなかったことの立証責任が被告・被申立人側に課される。(第10条)

### (3) 解雇等不利益取扱いの禁止

加盟国は、均等取扱いを求める申立て(社内手続、司法等手続の双方を含む)を行った労働者について、使用者からの解雇等不利益取扱いから保護するために必要な措置を講じなければならない。(第11条)

### (4) サンクション

加盟国は、本指令に従い制定された国内法令の違反に適用されるサンクションについて、効果的、比例的かつ抑止効果のあるものを定めなければならない。(第17条)

## 第4節 雇用分野以外の分野において障害、年齢等によらない均等原則を適用するための新立法案

第2節及び第3節において見たとおり、障害、年齢等について、現行EU法規による均等原則の適用は、雇用・職業分野に限られ、社会保障、教育、その他のサービス提供については及んでいない。このため、例えば、ホテルでの宿泊や住居の契約等について、宗教や性的傾向を理由として締結しないことも、現行EU法規の下では許容されている（加盟国法令による対応に委ねられている）。

欧州委員会は、人種・民族に係る指令と同様、これらの分野にも障害、年齢等によらない均等原則を適用することを内容とする指令改正案を2008年7月に提出した。その後、閣僚理事会における審議では、提案趣旨である均等原則促進の重要性について大半の加盟国が支持する一方で、ドイツ等複数の加盟国においては、同改正案が補充性及び比例性の原則（第1章参照）を満たさず、加盟国権限を侵害するものとして、欧州委員会の提案権限そのものに疑義を呈している。こうした状況の下、同改正案の審議は、論点ごとに条文内容のクラリフィケーション等の技術的審査を中心に行われ、議長国交代時にプロGRESS・レポートを作成することにより、引継ぎが行われている。

差別禁止立法（雇用分野における男女均等に係るものを除く）の成立には、EUの機能に関する条約第19条の手続が適用され、閣僚理事会における全会一致の可決（及び欧州議会の同意）が求められることもあり、同改正案の成立の見通しは立っていない。

## 第5節 欧州障害者戦略 2010-2020

### 1. 目的、経緯等

障害者の権利行使、社会・経済活動への参加の促進を通じ、その置かれた状況を改善するとともに、障害者のニーズに応じた政策やビジネス展開により、欧州2020戦略の掲げる「賢明、持続的かつ包摂的な成長（smart, sustainable and inclusive growth）」に貢献することを目的に、欧州委員会により、2020年までの障害者政策に係る中期戦略として、「欧州障害者戦略 2010-2020」（European Disability Strategy 2010-2020）が策定された（2010年11月）。

同戦略は、障害者政策が基本的に加盟国の主体的取組により進められるべきことを前提とした上で、8つの重点分野を特定し、それぞれの分野における隘路を取り除くため、加盟国に対するEUの支援方針を示すものとなっている。

### 2. 基本枠組み、重点分野

同戦略では、次の8つの重点分野を特定し、各分野における目的、EUとして行う加盟国支援の内容が示されている。加盟国支援の内容は、①EU指令等の遵守状況のモニタリング、②欧州社会基金を活用した財政支援、③加盟国相互間の情報・好事例共有、④啓

発キャンペーン、NGO 等関係団体支援に大別される。

#### (1) アクセス (Accessibility)

障害者が健常者と同等に施設、交通、情報通信等にアクセスできるよう、欧州委員会において、これら施設等の設置・提供主体に対する義務内容等を検討する。併せて、関連する職種の教育・訓練カリキュラムの中に、ユニバーサル・デザインを組み込むことを勧奨する。

#### (2) 参加 (Participation)

障害者が健常者と同等にその有する基本的人権を享受することができるよう、各種 EU 基金等を活用して施設でのケアから地域社会でのケアへの移行を支援する。また、点字の普及、文化・娯楽施設等へのアクセス向上、投票所へのアクセス改善を図る。

#### (3) 平等 (Equality)

障害を理由とした差別を根絶することを目的として、「雇用分野における障害、年齢等によらない均等原則を定める指令」(Directive 2000/78/EC) の施行により障害による差別の禁止を徹底するとともに、啓発キャンペーンや EU レベルの NGO への支援等により差別の防止、多様化の促進に取り組む。

#### (4) 雇用 (Employment)

より多くの障害者が労働市場において自ら所得を得て生活できるよう、欧州 2020 戦略の施行に併せ、障害者雇用促進に係る課題の特定、加盟国へのガイダンスの提供、加盟国の主体的取組への欧州社会基金による財政支援等を行い、障害者雇用を促進する。

#### (5) 教育及び訓練 (Education and training)

教育からの早期離脱防止や生涯教育の促進等に係る EU の数値目標を定めた「教育・訓練分野における戦略的協力枠組み」(Council Conclusions on a strategic framework for European cooperation in education and training (ET2020)) の施行を通じ、障害者の一般教育課程及び生涯教育への参加を促進する。

#### (6) 社会的保護 (Social protection)

障害者の生活水準の維持・向上を目的として、社会的保護・貧困対策、障害者関連施策、住宅施策等に取り組む加盟国を欧州社会基金により財政的に支援する。併せて、加盟国間での情報・好事例の共有を促進することを通じ、加盟国における社会的保護施策が良質かつ持続可能なものとなるよう支援する。

## (7) 健康 (Health)

健常者との健康格差の改善を目的として、欧州委員会において、欧州社会基金を活用したリハビリテーション、メンタルヘルス等に係る加盟国のサービス提供の促進、「職場における健康及び安全に関する EU 戦略」(Community Strategy on health and safety at work) の施行を通じた職業病のリスク軽減等に取り組む。

## (8) 対外政策 (External action)

EU への加盟審査、近隣政策、開発政策等、EU の行う対外活動 (外交) を通じて、障害者の権利状況を監視・審査する等、権利保護を促進する。国連、OECD 等の国際的なフォーラムにおいて、障害者に係る高いレベルのコミットメントを目指す。

### [主要参考文献]

#### <第 4 節>

○欧州委員会：Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE on implementing the principle of equal treatment between persons irrespective of religion or belief, disability, age or sexual orientation, COM(2008) 426

○閣僚理事会：Progress Report, Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE on implementing the principle of equal treatment between persons irrespective of religion or belief, disability, age or sexual orientation, 16525/11 (2011), 16063/12(2012)

#### <第 5 節>

○欧州委員会：European Disability Strategy 2010-2020: A Renewed Commitment to a Barrier-Free Europe, COM(2010) 636